

第 470 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 4 年 8 月 5 日（金） 11:40～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

| | |
|-------|--|
| 島田室長 | <p>開催にあたり、専門部会が時間を要したことにより審議会の開始が遅れたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>本日は、御多用のところ第 470 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、労働者側代表の隣垣委員及び使用者側代表の竹中委員、松野委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としており、本日 5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p> |
| 浅井会長 | <p>これより第 470 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金額の改正決定について」です。</p> <p>専門部会で結論が出ておりますので、高橋部会長から報告をお願いします。</p> |
| 高橋部会長 | <p>それでは、報告します。</p> <p>7 月 5 日に岐阜労働局長から岐阜県最低賃金改正決定の諮問を受け専門部会が設置されました。</p> <p>7 月 29 日に第 1 回専門部会を開催し、8 月 2 日に「C ランク（岐阜県）30 円」という中央最低賃金審議会からの目安が伝達され、その後、本日まで 4 回にわたり専門部会を開催し、全会一致の決定を目指し審議を重ねてまいりましたが、残念ながら意見一致には至りませんでした。</p> <p>労働者側からは</p> <ul style="list-style-type: none">・現在の最低賃金額では、いわゆる「ワーキングプア」と |

いわれる状態であり、調査結果から岐阜県では時間額990円を上回らなければ、単身であっても生活できない。

- ・ コロナ禍ではあるものの、経済はある程度回復傾向にある中、人への投資が必要であり、春闘での賃上げの流れを最賃の引上げにつなげる必要がある。
- ・ 急激に物価が上昇している中、生活水準の維持、向上の観点から消費者物価上昇を考慮した引上げが必要。
- ・ 地域間格差の解消。これ以上労働力の流出は放置できない。昨年度目安以上の引上げを行ったのは、すべてDランクの県であり、人材確保にかかる地方の危機感の表れである。

などの主張がなされました。

使用者側からは

- ・ 中央の目安報告は、労働者の生計費に重きを置いており、中小企業の非常に厳しい状況を評価しているか疑問である。
- ・ ここ数年影響率が高くなっているが、報告には一切触れられていない。
- ・ 議論に当たっては、企業の厳しい状況をお話しさせていただき、実態を御理解いただきたい。
- ・ 県内は、中小企業の割合が高い。
- ・ 労働者寄りの議論となっており、使用者側が守られていない。
- ・ 毎年の引上げは、使用者の生計費にも影響を及ぼしており、小規模事業の実態も十分考慮していただきたい。
- ・ 業況指数、企業物価等の各種資料からも経済情勢は必ずしも良好とは言えず、企業物価上昇分の価格転嫁もままならない状況である。
- ・ 生産性が上がっていないのに、最賃を上げるのは難しい。

などの主張がなされ、岐阜県の厳しい状況について発言がなされました。

| | |
|-------|--|
| | <p>金額については、労働者側から目安額 30 円プラス 80 円の 110 円、その後、早期に 1,000 円を目指すべく今後 2 年で 1,000 円に到達するよう 60 円。物価上昇率等を考慮し 40 円が提示されました。</p> <p>一方、使用者側からは、長期的な最低賃金の引上げに反対するものではないが現在の状況からは厳しいとして 1 円が提示されました。その後、企業の支払い能力等から 18 円の提示がありました。</p> <p>その後も、双方の主張・御意見を伺い十分に協議を重ねましたが、新たな金額提示がなく意見の一致には至らなかった。全会一致を目指すことから公益委員から金額を提案しました。</p> <p>本日の専門部会で採決を行い、賛成 6 名、反対 1 名で決議され、専門部会報告書を作成いたしました。</p> <p>以上が専門部会における審議の概要です。</p> <p>事務局で専門部会報告書の写しを配布し、読み上げてください。</p> |
| 事務局 | (専門部会報告書の配布) |
| 安藤指導官 | (専門部会報告書の朗読) |
| 高橋部会長 | 専門部会の結論は、報告書のとおりです。 |
| 浅井会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの専門部会の結論、「岐阜県最低賃金については時間額 880 円を 30 円引上げ 910 円とする。」とすることにつきまして、御意見がございましたら伺います。</p> <p>まず、労働者が委員いかかでしょうか</p> |
| 長嶋委員 | 特にございません。 |

| | |
|------|---|
| 浅井会長 | 使用者側の委員はいかがでしょうか |
| 安藤委員 | 特にございません。 |
| 野原委員 | <p>この 30 円アップに関することになりましたが、賃金が上がる労働者側の視点に立ちますと、パート従業員は扶養の範囲内で働きたいということで、実際賃金が上がっても賃上げの恩恵を受けることなく扶養の範囲内で労働することとなります。使用者側の視点に立ちますと、扶養の範囲内で労働時間を短縮して働くことになり、短くなった分について人を雇うこととなります。人手不足の中で人を確保するのに使用者が大変困っている状況であります。従いまして扶養控除の是正、それに関連して厚生年金や健康保険の被保険者としての取扱いも関連してくると思いますが、賃金アップに併せて国の方で税制、社会保険制度についても見直しを考えていただくようお願いしたい。この審議会としても声を上げていただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 浅井会長 | <p>ほかにございますか。</p> <p>それでは、岐阜では最低賃金審議会令第 6 条第 5 項による最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とはしていませんので、「岐阜県最低賃金については時間額 880 円を 30 円引上げ 910 円とする。」との専門部会報告について、採決を行います。</p> <p>専門部会報告の結論に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 各委員 | (賛成：8 名挙手) |
| 浅井会長 | 専門部会報告の結論に反対の方は挙手をお願いします。 |
| 各委員 | (反対：3 名挙手) |

| | |
|-------|--|
| 浅井会長 | 採決の結果、会長である私を除き 賛成8名、反対3名、 賛成多数により、専門部会報告の結論を当審議会の結論 として答申することとします。 事務局で答申案を準備してください。 |
| 事務局 | (答申案を配布) |
| 浅井会長 | 事務局で答申案を読み上げてください。 |
| 安藤指導官 | (答申案を朗読：別紙は朗読を省略) |
| 浅井会長 | この答申案でよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 浅井会長 | では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。 |
| 安藤指導官 | (会長に答申文を手渡す) |
| 浅井会長 | 答申します。 |
| 大地局長 | (答申文を会長より受け取る) ありがとうございました。 |
| 大地局長 | ただいま、岐阜県最低賃金の改正決定についての答申を いただきました。 委員の皆様におかれましては、これまで、慎重かつ精力的 に調査審議を重ねていただきましたことに深く感謝申 し上げます。 早速、この答申をもとに所要の手続きを取ることにしま す。 ありがとうございました。 |

| | |
|-------------|---|
| <p>浅井会長</p> | <p>それでは議事を続けます。</p> <p>議題 2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。</p> <p>諮問のありました 3 件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行います。</p> <p>最初に労働者側委員から御意見があれば伺います。</p> |
| <p>北島委員</p> | <p>特にございません。</p> |
| <p>浅井会長</p> | <p>使用者側委員はいかがですか。</p> |
| <p>安藤委員</p> | <p>特定最低賃金について、自動車・航空機・電機のそれぞれの業種について考え方を述べさせていただきます。</p> <p>まず自動車については、県内の主要産業の一つでありますので、今年度について改正決定の協議をさせていただきたいと思えます。</p> <p>次に航空機については、航空機産業はまだまだ厳しい状況でございます。昨年度同じように改正決定の必要性は有りとさせていただきますが、金額審議において、引上げ有りきという考え方ではなく、関係労使の意見交換に重点を置いた話し合いという場を持たせていただき、結果として引上げという結論が出れば、専門部会の決定に従うことがよいのではないのでしょうか。</p> <p>電機については、今回岐阜県最低賃金が 30 円引上げられまして 880 円から 910 円となりました。現在電機は 907 円でございますが、岐阜県最低賃金より低い額になったことをどう評価していくかが重要になるかと思えます。全国的な流れで言いますと地域別最低賃金より低い額になった特定最低賃金は改正決定を行わない傾向もあるようです。近隣の愛知県もそうした流れのようです。本年度も一業種が愛知県最低賃金より低くなって、特定最低賃金改正決定必要性なしとなったと聞いております。やはり特定最低賃金が地域別最低賃金より低い額になった段階で特定</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>最低賃金の役割を終えたと考えることもできるのではないのでしょうか。それでは今年度の電機はどうするのか、これまで関係労使が産業発展のために協力してきた実績がありますので、いきなり「改正決定の必要性なし」ということは申し上げません。ただし電機につきましても、航空機と同じように改正決定の必要性は有りとさせていただきますが、金額審議において、引上げ有りきという考え方ではなく、関係労使の意見交換、これに重点を置いた議論をする。そういう場を持つということで改正決定の必要性は有りとさせていただいたらどうかと提案させていただきます。</p> |
| 浅井会長 | <p>それでは、「電機・自動車・航空機」の3件について「改正決定の必要性あり」で答申します。 事務局で答申案を準備してください。</p> |
| 安藤指導官 | <p>答申案を読み上げてさせていただきます。 (朗読)</p> |
| 浅井会長 | <p>この答申案でよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 浅井会長 | <p>では、案文のとおり答申することとします。 事務局で答申文を準備してください。</p> |
| 安藤指導官 | <p>(会長に答申文を渡す)</p> |
| 浅井会長 | <p>答申します。 (局長に答申文を手交する)</p> |
| 大地局長 | <p>ありがとうございました。「改正決定の必要性あり」の答申をいただきました特定最賃に係る「金額改正」の諮問をさせていただきます。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>(諮問文の朗読) (諮問文を会長に手渡す) よろしく申し上げます。</p> |
| 浅井会長 | 承知しました。 |
| 事務局 | (諮問文の写しを配付) |
| 浅井会長 | <p>ただいま、局長から、特定最低賃金の改正決定についての諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置して調査審議を行うこととします。</p> <p>なお、審議会の議決についてですが、全会一致の場合には最低賃金審議会令第 6 条 5 項の規定に基づき、従前どおり「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」こととしてよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 浅井会長 | <p>では、そのように進めてまいります。</p> <p>最後の議題 3 「その他」 についてです。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> |
| 安藤指導官 | <p>連絡事項がございます。</p> <p>答申をいただきました岐阜県最低賃金の改正決定について、今後のスケジュールを申し上げます。</p> <p>本日、異議申出に係る公示を行います。締め切りは 8 月 22 日 (月) となります。</p> <p>異議申出があった場合は、今年は 8 月 23 日 (火) 午前 10 時から異議申出に係る審議会を開催いたします。</p> <p>また、特定最低賃金の専門部会の設置が決められましたので、本日、委員の推薦公示と意見書提出の公示を行い、期限はいずれも 8 月 26 日 (金) とします。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>なお、第1回の専門部会は、9月12日（月）午後1時30分から合同での開催を予定しています。</p> |
| 浅井会長 | <p>委員の方から何かありますか。</p> |
| 北島委員 | <p>賃金は労働の対価であり、経営者が支払う賃金には労働の対価をどう考えているかというメッセージが含まれていると考えております。これを大きく地域生活のまとまりとして考える場が地方審議会でありますから、労使双方の主張に隔たりがあったとしても、本審議において地域の実情を十分に議論し一定の結論に至ったことは、大変意味深いことだと考えております。</p> <p>今一度労働者側の見解を述べるとすれば、本審議の結果が最低賃金法の目的に則り、賃金が低廉かつ春闘による賃上げから除外されている労働者の生活安定と労働力の質的向上に実効的に資するものとなる共に、とりわけ物価高に対応し生活不安を少しでも軽減できるものであるようにと願ってやみません。また継続的かつ円満な労使関係が確認されることが、今後の岐阜県発展に共に寄与し、地域間格差問題に共に取り組むことに資することになると考えております。</p> <p>行政に対して、業務改善助成金等のさらなる活用が促進されるよう一層の工夫をお示しいただけるよう要望いたします。</p> |
| 浅井会長 | <p>他に何かありますか。</p> |
| 川本委員 | <p>今回専門部会の中でいろいろと労使の考え方について議論がありました。例年高い水準の引上げ額のやり取りがなされておりますが、答申内容にある改正決定に関する項目、決まりごとの項目はきちんとお伝えさせていただくとして、答申に至る経緯等について社会に説明していくこと</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>が大切であると考えております。来年度以降においては、労使の意見に大きな隔たりがあった場合には、審議の経緯をきちんと記して本答申の中に盛り込んでいくことも御検討していただければと思います。</p> |
| 浅井会長 | <p>それでは、本日の審議会は閉会とします。 次回は、8月23日（火）午前10時から開催します。 お疲れさまでした。</p> |